

## 改正民法ここが変わる ～民法総則編～

令和元年8月31日

担当講師 LEC専任講師・弁護士 日高 正美

\*本レジュメにおいて(旧)は現行法の規定を指し、(新)は令和2年4月1日施行の改正法の規定を指す。

※第4条の成年年齢の改正(20歳→18歳)は、令和4年4月1日施行

### 1. 【意思能力の規定の創設】

(新)第3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は無効とする。

### 2. 【保佐人の同意を要する行為の追加】

(新)第13条第1項第10号 保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。)の法定代理人としてすること。

※本号の新設により、制限行為能力者の定義規定が本号カッコ書きに置かれたため、第20条のカッコ書きが削除された。

### 3. 【無記名債権に関する規定の削除】

(旧)第86条第3項 無記名債権は、動産とみなす。

→ 上記規定は改正法で削除された。

### 4. 【公序良俗に関する規定の文言削除】

(新)第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

※「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は…」という旧規定のうち「事項を目的とする」という文言が削除された。



5. 【心裡留保の規定の変更・追加】

(新) 第93条 意思表示は、表意者がその真意でないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意でないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は無効とする。

2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

6. 【錯誤の規定の変更・追加】

(旧) 第95条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

(新) 第95条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2 前項第2号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥ったとき。

4 第1項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

7. 【詐欺における善意者保護規定の変更】

(新) 第96条第2項 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

同第3項 前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

※善意者に無過失も要求し、保護の要件を加重している。

8. 【意思表示の効力発生時期に関する規定の変更・新設】

(新) 第97条 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

3 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

※ (旧) 第97条第1項及び第3項にあった「隔地者に対する」の文言がいずれも削除されている。

9. 【代理行為の瑕疵の規定の変更・追加】

(新) 第101条 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

2 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

3 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によつて知らなかった事情についても、同様とする。

10. 【代理人の行為能力の規定の変更】

(旧) 第102条 代理人は、行為能力者であることを要しない。

(新) 第102条 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

11. 【復代理人を選任した代理人の責任の規定の削除】

(旧) 第105条 代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。

2 代理人は、本人の指名に従って復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、この限りでない。

→ 上記規定は改正法で削除された。

※復代理人選任の場合に代理人の責任軽減を含む規定を置く合理性がなく、委任契約関係における債務不履行の規定による規律に委ねる趣旨で、同条を全部削除した。

※本改正に関連して、(旧) 第106条・第107条の条文番号がそれぞれ繰り上がった。

12. 【代理権濫用の規定の新設】

(新) 第107条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

13. 【自己契約・双方代理の規定の変更・追加】

(新) 第108条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

14. 【代理権授与表示による表見代理の規定の追加 (新設)】

(新) 第109条第2項 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当の理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

※本項の新設により、第110条の文言が形式上修正されている。

15. 【代理権消滅後の表見代理の規定の変更・追加（新設）】

(新) 第112条 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

16. 【無権代理人の責任の規定の変更】

第117条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。
- 二 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。
- 三 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

17. 【取消権者の規定の変更】

※(旧) 第120条第1項の「制限行為能力者」という文言が、(新) 第120条第1項では「制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。）」と変わった。

また、錯誤の効果の変更に伴い、(新) 第120条第2項の冒頭が「錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、…」と変わった。

18. 【取消しの効果の規定の変更】

(旧) 第121条ただし書が削除された。

※同ただし書の規定が(新) 第121条の2第3項に置かれたため。

19. 【原状回復の義務に関する規定の新設】

(新) 第121条の2 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により無効であったものとみなされた行為にあつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

3 第1項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

20. 【取り消すことができる行為の追認の規定の変更】

※(旧) 第122条ただし書（「ただし、追認によって第三者の権利を害することはできない。」）の削除。

21. 【追認の要件の規定の変更・削除】

(新) 第124条 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。

2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にするを要しない。

一 法定代理人又は制限行為能力の保佐人若しくは補助人が追認するとき。

二 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

※(旧) 第124条第3項は削除された。

※法定追認の規定（第125条）の冒頭が第124条の改正に関連して一部削除された（形式的な改正）。

22. 【条件成就の妨害に関する規定の追加（新設）】

(新) 第130条第2項 条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

23. 【時効の援用の規定の変更】

※(旧)第145条の「当事者」の文言が、(新)第145条では「当事者(消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。)」と変わった。

※判例の見解をふまえ、時効を援用できる「当事者」の範囲が明確化された。

24. 【時効に関する用語の変更】

※旧法では、時効期間の進行が止まることを表す用語として、「時効の中断」、「時効の停止」という用語が用いられていたが、新法では、「時効の完成猶予」、「時効の更新」という用語に改め、時効期間の進行が止まる場合に関する法的概念を整理した。

→(新)147条以下で「時効の完成猶予」「時効の更新」という用語が用いられている。

25. 【裁判上の請求等による時効完成猶予及び更新事由の規定の新設】

(新)第147条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあつては、その終了の時から6箇月を経過する)までの間は、時効は完成しない。

一 裁判上の請求

二 支払督促

三 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法(略)若しくは家事事件手続法(略)による調停

四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

\*上記の文言のうち省略したのは、各法律の法律番号である。

※従前の「時効の中断」に関する総則的規定(旧147条)は廃止され、時効完成猶予事由ごとに規定が再編された。

26. 【強制執行等による時効完成猶予及び更新の規定の新設】

(新) 第148条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は完成しない。

- 一 強制執行
- 二 担保権の実行
- 三 民事執行法（略）第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売
- 四 民事執行法第196条に規定する財産開示手続

2 前項の場合において、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。

\*上記の文言のうち省略したのは、各法律の法律番号である。

27. 【仮差押え等による時効の完成猶予の規定の新設】

(新) 第149条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

- 一 仮差押え
- 二 仮処分

28. 【催告による時効の完成猶予の規定の新設】

(新) 第150条 催告があったときは、その時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

29. 【協議を行う旨の合意による時効の完成猶予の規定の新設】

- (新) 第151条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。
- 一 その合意があったときから1年を経過した時
  - 二 その合意において当事者が協議を行う期間（1年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時
  - 三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6箇月を経過した時
- 2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。
- 3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第1項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。
- 4 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、時期的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定を適用する。
- 5 前項の規定は、第1項第3号の通知について準用する。

30. 【承認による時効の更新の規定の新設】

- (新) 第152条 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。
- 2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。

31. 【時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲の規定の新設】

- (新) 第153条 第147条又は第148条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。
- 2 第149条から第151条までの規定による時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。
  - 3 前条の規定による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。
- (新) 第154条 第148条第1項各号又は第149条各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、第148条又は第149条の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。

32. 【天災等による時効の完成猶予（旧法では停止）の規定の変更】

- (新) 第161条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため第147条第1項各号又は第148条第1項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から3箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

33. 【債権等の消滅時効の規定の変更】

- (新) 第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
  - 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
  - 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
  - 3 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

34. 【人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効の規定の新設】

- (新) 第167条 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

35. 【定期金債権の消滅時効の規定の変更】

(新) 第168条 定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。
  - 二 前号に規定する各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。
- 2 定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

36. 【判決で確定した権利の消滅時効の規定の変更】

(新) 第169条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。

- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

※旧第174条の2の条文位置を変更するとともに、第1項の規定を表現上修正した。

37. 【短期消滅時効規定の廃止】

※旧第170条から第174条までの規定を削除した。

→①旧第170条は、医師、工事の設計施工業者等の報酬等債権についての3年間の消滅時効を、②旧第171条は、弁護士等が職務上受領した書類に係る3年間の消滅時効を、③旧第172条は、弁護士等の報酬等債権についての2年間の消滅時効を、④旧第173条は、小売商人等が売却した商品等の代金債権、自己の技術を用いる等して他人のために仕事をするを業とする者の債権、教育事業に係る授業料等債権についての2年間の消滅時効を、⑤旧第174条は、短期就業者の給料債権、演芸等を業とする者の報酬等債権、運送賃債権、旅館・飲食店等における宿泊料・飲食料等債権、動産賃料債権についての1年間の消滅時効をそれぞれ定めている。

以上

《MEMO》